

【様式 1】

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：国際協力排出削減量関係事務に係る指定法人制度の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省地球環境局

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

二国間クレジット制度（JCM）は、途上国等への技術等の普及等を通じた温室効果ガスの排出削減・吸収量を、JCM クレジットとして、日本の国が決定する貢献（NDC）の達成に活用する制度であり、現状、パートナー国の増加やプロジェクトの拡大等により、日本国政府と相手国政府が共同で設置・運営する合同委員会による JCM クレジットの発行手続が恒常的に増加している。また、各国が、NDC 達成のための国内措置を重視し始め、また、パリ協定の実施指針が採択されたことで、これまで以上にパートナー国との協議が円滑に進まない状況にある。他方、2030 年度までに累積 1 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を確保する我が国の目標に対し、現状約 2,300 万 t-CO₂ 程度の状況にあり、更なるパートナー国の増加やプロジェクトの拡大が必要である。

今般の改正は、JCM クレジットの発行、管理等に関する主務大臣の事務を、指定法人（指定実施機関）に委任できる規定を整備することで、現在、業務の内容に応じて政府及び複数の事業者が分担し実施している事務を、指定法人において一体的に行う体制を整備するものである。本改正を行わない場合、JCM クレジットの関連事務を円滑に実施することができなくなり、2030 年度までの累積 1 億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を確保する目標の達成が困難になることが想定される。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

JCM プロジェクトによるクレジット発行等の手続について、パートナー国の増加やプロジェクトの拡大等の中では、多数のパートナー国との間で同時並行的に実施する必要がある大量の事務に対して、長期的かつ安定的に実施する体制を確保することが喫緊の課題となっている。

※ JCM パートナー国は 17 か国(2022 年夏現在)から 29 か国(2024 年 2 月現在)に増加し、JCM 資金支援事業は 240 件以上にまで拡大しているところ。今後さらにパートナー国及び資金支援事業が増加する状況にあり、クレジット発行までの各種プロセスにおける相手国との連絡・調整、交渉等の事務量の一層の増加が見込まれる。

[規制以外の政策手段の内容]

規制以外の政策手段としては、現状、専門性に応じ、複数の事業者に委託して実施している合同委員会の運営支援や資料の作成支援等の業務を束ねるとともに、委託する事務の範囲を拡大することが考えられる。この場合、以下の問題点が考えられる。

- ・ 委託業者は政府による指示の範囲内でしか業務を実施できず、政府の業務の負荷の軽減、効率化には限界があること
- ・ 入札により業者を選定するため、受託者が年度ごとに変わる可能性があり、パートナー国との関係でも問題が生じる可能性があり、また年度を跨ぐ中長期的かつ安定的な事務局業務の実施が担保されていないこと
- ・ 現状で政府が担っている事務のうち、JCM クレジットの発行に係る業務は、相手国や排出削減等協力事業者との間の秘密保持並びに情報の一元的かつ適切な取扱い及び管理を前提とした行政事務であり、また、JCM クレジットの管理に係る業務は、JCM クレジットの適切な管理及び保有者の権利の確定等を行うものであるため、いずれも一元的かつ統一的な情報管理が必要であること

[規制の内容：国際協力排出削減量関係事務に係る指定法人制度の新設]

したがって、クレジットの発行及び管理(国際協力排出削減量関係事務)に係る事務を長期的かつ安定的に実施する体制を確保するためには、政府による一定の方針及び監督の下、指定法人に委任することが妥当と考えられる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

本規制によって生ずる遵守費用には、指定法人制度で一般的に生じるものと同様、以下のものが考えられるが、いずれも軽微であると考ええる。

○主務大臣の指定を受けるための申請書の作成及びその提出に係る人件費や時間費用

仮に類似事例を基に推計した場合、「時給（約 2,100 円（※1））×約 3 人×約 6 時間（約 3 日×各日約 2 時間の作業と仮定）×対象となる数（※2）」と想定される。

（※1）約 2,100 円=325,898 円（毎月勤労統計調査 令和 5 年 11 月分結果確報の第 1 表 月間現金給与額の一般労働者の調査産業計の所定内給与）÷152.9 時間（毎月勤労統計調査 令和 5 年 11 月分結果確報の第 2 表 月間実労働時間及び出勤日数の一般労働者の調査産業計の所定内労働時間）

（※2）少なくとも 1 件程度の申請を想定。

[行政費用]

本規制によって生ずる行政費用には、指定法人制度で一般的に生じるものと同様、以下のものが考えられるが、いずれも軽微であると考えられる。

○指定に必要な要件を具備しているかどうかの確認・審査に係る人件費や時間費用

仮に類似事例を基に推計した場合、「時給（約 2,100 円（※3））×約 2 人×約 21 時間（約 7 日×各日約 3 時間の作業と仮定）×対象となる数（※4）」と想定される。

（※3）約 2,100 円=322,487 円（令和 5 年国家公務員給与等実態調査（概要）の行政職俸給表（一）の平均俸給額）÷（（365 日-125 日）×7.75 時間÷12 か月）（月平均所定労働時間数）

（※4）少なくとも 1 件程度の申請を想定。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(該当なし)

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

今般の改正における、指定法人制度の新設により、以下の便益が見込まれる。

- ・ 全国で1つに限られた指定法人が、一気通貫で業務を行うことにより、全体的な業務効率化が図られること
- ・ 年度を跨ぐ中長期的かつ安定的な実施体制の確保が可能となること
- ・ 政府は、JCM の利活用促進やパートナー国の拡大等の政府が本来担うべき政策面に注力できること

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

今般の制度改正による便益は、国際協力排出削減量関係事務（国際協力排出削減量の記録・管理等）の効率化による制度運営側の便益、中長期的かつ安定的な実施体制の構築による排出削減等協力事業者側の便益、それらがJCMのパートナー国、プロジェクトの拡大につながることによる社会的な便益等の総和であることから、網羅的・定量的にその便益を示すことは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(該当なし)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今般のJCMの指定法人に限らず、指定法人制度自体、大臣が指定した者に参入を制限するものである。他方、国際協力排出削減量関係事務は一元的かつ統一的な情報管理を要する行政事務であるため、当該事務を外部機関に委任する上で指定法人制度を活用することは妥当と考える。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今般の改正に伴い発生する遵守費用及び行政費用は、上記2のとおり軽微である一方、便益としては、指定法人の下で国際協力排出削減量関係事務の一元的な運営が実現することで、全体的な業務効率化が図られ、年度を跨ぐ中長期的かつ安定的な実施体制の確保が可能となるほか、政府はパートナー国の拡大等の政策面に注力できることとなる。

これらの費用と便益を比較すると、便益が費用をはるかに上回ると考えられることから、当該規制を導入することが妥当と考える。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

[国際協力排出削減量関係事務に係る登録制の採用]

国際協力排出削減量関係事務のうち、国際協力排出削減量の記録に係る業務は、相手国や排出削減等協力事業者との間の秘密保持並びに情報の一元的かつ適切な取扱い及び管理を前提とした行政事務である。また、国際協力排出削減量の管理に係る業務は、国際協力排出削減量の適切な管理及び保有者の権利の確定等を行うものであり、一元的かつ統一的な情報管理を前提とする行政事務である。

仮に、上記の業務が登録制又は登録制類似の手法によって実施される場合は、登録を申請する事業者のうち、基準を満たす者はすべからず登録されることとなり、一元的かつ統一的な情報管理が困難となることから、法律に基づく指定法人制度を採用する必要があると考える。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本評価への活用は行っていないが、今後、関係機関との情報交換等を行う予定である。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案では施行から 5 年後となる令和 12 年までを施行状況の検討開始時期として設けていることから、施行から 5 年後の令和 12 年（予定）までに事後評価を実施する予定。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今般の改正は、JCM の着実な実施を確保することを趣旨とすることから、事後評価に際しては、JCM プロジェクトの登録数、JCM クレジットの発行数、JCM によって実現した国際的な排出削減・吸収量を指標として設定することを予定している。